

米子市ボランティアセンター登録基準

(目的)

第1条 この基準は、米子市ボランティアセンター（以下、「センター」とします。）の円滑な運営をしていくにあたり、ボランティア団体及び個人ボランティアの登録に関して、必要な事項を定めることを目的とします。

(登録及び更新の要件)

第2条 センターに登録及び更新しようとする団体及び個人ボランティアは、次に掲げる要件のいずれにも該当していることとします。

- (1) 市民福祉の向上のために、自発的かつ継続的にボランティア活動を行っていること。
- (2) 主に米子市内で活動していること。
- (3) 団体の場合、その構成員の過半数が米子市内に在住、又は在勤、在学していること。
- (4) 団体の活動については、活動内容を公表できること及び代表者が明確で、1年に1回以上活動していること。(ただし、新規団体については、この限りではありません。)
- (5) 団体及び個人の活動は、政治、宗教、営利を目的とした活動ではなく、ボランティア、福祉に関連した活動であること。
- (6) 企業そのものの登録は認められません。(ただし、企業の内部で立ち上げられたボランティアグループはこの限りではありません。)
- (7) 団体の構成員または個人が暴力団員ではないこと。

(登録及び更新の手続きについて)

第3条 登録を希望する団体は、次の第1号から第3号までに掲げる書類を提出していただきます。また、登録を希望する個人にあつては、次の第4号に掲げる書類を提出していただきます。なお、団体の更新手続きは令和3年より3年ごと、内2年は継続確認を行います。

- (1) 米子市ボランティアセンター団体登録申請書【様式第1号】
- (2) 団体登録会員名簿（団体固有の名簿がある場合、その名簿の提出をもって替えることができます。この場合、当該名簿には氏名、住所（市町村名のみ）及び勤務地又は在学地（住所が米子市外の場合に限ります。）を記載してください。）
- (3) 活動内容がわかる書類（規約、総会資料、チラシ等）
- (4) 米子市ボランティアセンター個人登録申請書【様式第2号】

(団体の登録期間について)

第4条 団体の登録期間は3年とします。

(登録の変更について)

第5条 登録内容に変更が生じた場合は、その旨の申し出と、必要な関係書類をすみやかに提出してください。【様式第3号】

(登録の取り消し)

第6条 次の各号に該当する場合は、登録を取り消します。

- (1) 第2条に定める要件に反したとき。
- (2) 登録した団体及び個人から、登録を取り消す旨の申し出があったとき。【様式第4号】
- (3) 登録した団体及び個人の存在が確認できないとき。

附則

この基準は、平成26年 7月 1日より施行する。

この基準は、令和 3年 7月 1日より施行する。